

別表（第5条関係）

補助対象となる経費

費 目	内 容
報 償 費	講師謝金（団体等の構成員に対するものを除く）
旅 費	事業実施のための旅費及び交通費
需 用 費	消耗品費（用紙・封筒・文具類の購入（材料費を含む）） 印刷製本費（チラシ・ポスター・記録用の写真代等）
役 務 費	通信運搬にかかる経費（郵便料等）、広告料、保険料等
委 託 料	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した費用
使用料及び 賃借料	機器類等の賃借料、イベント会場等の使用料等
そ の 他	市長が事業実施に必要と認める経費